

○地方競馬全国協会契約事務取扱細則（原文縦書）

平成二十五年 三月二九日
平成二十四年度達第十一号

改正 平成二七年 三月三十一日平成二六年度達第一七号
平成二八年 九月 六日平成二八年度達第 六号

（目的）

第一条 この細則は、地方競馬全国協会会計規程（昭和三十七年度規約第八号。以下「規程」という。）第五十五条の規定に基づき、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）が締結する契約事務の手續きに必要な事項を定めることを目的とする。

（法令遵守）

第二条 契約担当役は、契約事務にあたっては、法令及び協会の諸規程を遵守し、経済性及び効率性の確保に努めなければならない。

（一般競争に参加させることができない者）

第三条 契約担当役は、売買、賃貸、請負その他の契約について、特別の事由のある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第四条 契約担当役は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年間以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 農林水産省、日本中央競馬会及び地方競馬の主催者から一般競争入札に係る参加資格を停止されているとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、一般競争に参加させないことができる。

（一般競争参加の資格）

第五条 理事長は、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。

2 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競

争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(入札の公告)

第六条 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合においては、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、ホームページ、その他の方法により公告しなければならない。ただし、業務上やむを得ないものと認めるに足りる正当な理由がある場合にあっては、その期間を五日前までに短縮することができる。

(入札において公告する事項)

第七条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 入札執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

(入札の説明)

第八条 契約担当役は、一般競争に参加する者に対し、指定した日時及び場所において、入札に付そうとする事項について現場説明又は机上説明（以下「現場説明等」という。）を行わなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定により現場説明等を行うときは、次に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を一般競争に参加する者に交付しなければならない。

- 一 契約条項を記載した書面
- 二 入札心得書
- 三 仕様書
- 四 図面
- 五 その他必要な資料

(予定価格の作成)

第九条 規程第四十五条の規定により、契約担当役は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、一般競争に付する事項の総額（一般競争に付する事項が単価について定められているときはその単価）について、予定価格を作成しなければならない。

2 規程第四十五条ただし書きの規定により、予定価格の作成を省略することができる場合とは、次に掲げるものとする。

- 一 法令等に基づいて料金が定められている場合
- 二 一件ごとの予定価格が百万円以下の場合
- 三 随意契約であって、予定価格を定めることが著しく困難であると理事長が特に認めた場合

(予定価格の秘密保持)

第十条 予定価格は秘密とし、予定価格作成の基礎となった書類は、地方競馬全国協会文書取扱

規程（平成十四年度達第三号）第四十一条第一項第一号に規定する秘密文書とする。ただし、理事長が別に定めるところにより公表する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用した物品等の売払い手続（以下「ネットオークションシステム」という。）にかかる一般競争入札にあつては、入札執行前にその予定価格を公表することができる。

（入札の執行）

第十一条 契約担当役は、公告した入札の日時及び場所において、厳正に入札を執行しなければならない。

- 2 入札は入札書によって行わせなければならない。ただし、ネットオークションシステムによる一般競争入札にあつては、入札書に代えて当該システムに必要事項を登録させることにより行わせることができるものとする。
- 3 契約担当役は、入札者がいったん提出した入札書について、これの引換、変更又は取り消しをさせてはならない。
- 4 契約担当役は、代理人をもって入札しようとする者があるときは、入札執行前に委任状を提出させ、代理権のあることを確認しなければならない。

（開札）

第十二条 契約担当役は、入札が終了したことを確認した後、直ちに入札者を立ち合わせ開札を行わなければならない。ただし、開札に立ち会う入札者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

（入札の無効）

第十三条 契約担当役は、開札を行った場合において、入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを無効としなければならない。

- 一 入札金額が訂正してあり訂正のための印が押されていないとき。
 - 二 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
 - 三 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確のとき。
 - 四 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
 - 五 条件が付されているとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、協会の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。
- 2 契約担当役は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。
 - 一 第四条の規定による競争参加資格がないと認められた者が入札を行ったとき。
 - 二 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行ったとき。
 - 三 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められるとき。
 - 四 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
 - 五 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、協会の指示に従わなかったとき。
 - 3 前二項の規定により入札を無効としたときは、直ちに入札者全員の直前で、当該入札を無効とする旨を明らかにしなければならない。

(落札者の決定)

第十四条 規程第四十四条第一項の規定により一般競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。ただし、協会の支出の原因となる契約のうち理事長が定めるものについて、相手方となるべき者の入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、理事長が定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しいものとして理事長が認める場合には、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が協会にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって入札した者を契約の相手方とすることができる。

(再度入札)

第十五条 契約担当役は、第十二条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(同価の入札)

第十六条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

(契約の特例)

第十七条 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき、又は入札に付しても落札者がいない場合においては、当初の予定価格の範囲内において、随意契約によることができる。

- 2 落札者が契約を結ばない場合は、当初の予定価格の範囲内において、随意契約によることができる。

(落札者の公表)

第十八条 契約担当役は、開札の結果、落札者を決定したときは、その氏名又は名称及び落札金額を入札者全員に公表しなければならない。

(入札経過説明書)

第十九条 契約担当役は、入札を行う場合には、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第二十条 契約担当役は、入札者、若しくは落札者がいない場合は又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第七条の公告の期間を五日前まで短縮することができる。

(指名競争に付することができる場合)

第二十一条 規程第四十四条第一項ただし書の規定により、指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がないとき。

- 二 一般競争に付することを不利と認める理由が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 関係者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
 - イ 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であるとき。
 - ウ 契約上の義務違反がある場合にあっては、協会の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- 三 予定価格が五百万円を超えない工事又は物品の製造をさせるとき。
- 四 予定価格が三百万円を超えない財産を買入れるとき。
- 五 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 六 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
- 七 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 八 工事、物品の製造、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い又は物件の貸付け以外の契約で予定価格が二百万円を超えない契約をするとき。
- 九 その他理事長が特に必要があると認めたとき。

(規定の準用)

第二十二條 第十条から第十三条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、指名競争により入札を行う場合に準用する。

- 2 第三条から第五条まで、第八条、第九条及び第十四条の規定は、指名競争により入札を行う場合において準用する。この場合において各条の規定中「一般競争」とあるのは「指名競争」と読み替えるものとする。

(随意契約によることができる場合)

第二十三條 規程第四十四条第一項ただし書の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害復旧その他緊急を要する場合で一般競争に付するいとまがないとき。
- 二 特許権、実用新案権又は意匠権に係る契約であつて競争に付することが困難と認められる契約をするとき。
- 三 特定の設備又は技術を有する者でなければすることができない工事、役務の供給、物品の製造又は調査等を目的とする契約をするとき。
- 四 電気、ガス等の事業者とこれらの供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 五 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 六 競争に付することを不利と認める理由が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 現に契約履行中の工事、役務の供給、物品の製造又は物件の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であると認められるとき。
 - イ 物件の改造又は修理を当該物件の工事施工者又は納入者以外の者に施行させることが不利であると認められるとき。
 - ウ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約をすることができる見込みがあるとき。
 - エ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格で契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。

オ 買入を必要とする物件が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

カ 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。

七 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は物品の製造をさせるとき。

八 予定価格が百六十万円を超えない財産を買入れるとき。

九 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

十 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

十一 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

十二 工事、物品の製造、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い又は物件の貸付け以外の契約で予定価格が百万円を超えない契約をするとき。

十三 運送又は保管をさせるとき。

十四 外国で契約をするとき。

十五 国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき。

十六 その他理事長が特に必要があると認めたとき。

(随意契約における予定価格)

第二十四条 第九条及び第十条の規定は、随意契約により契約を行う場合に準用する。

2 契約担当役は、前項の規定により予定価格を作成した場合は、その予定価格の範囲内において契約をしなければならない。

(見積書の徴収)

第二十五条 第二十三条の規定により、随意契約によろうとする場合は原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、当該契約が急を要し、又は二十万円に満たない軽易なものであるときは、一人の見積書で足りるものとする。

2 前項の契約のうち、十万円を超えないもの又は慣習上見積書の作成を要しないと認められるものについては、見積書の徴収を省略することができる。

(契約書)

第二十六条 契約担当役は、規程第四十六条の規定により、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

一 件名又は品名

二 契約年月日

三 数量、単位及び単価

四 契約金額及び支払条件

五 履行期限又は期間

六 受渡場所

七 契約保証金（契約保証金の帰属を含む。）

八 前払金

九 履行の監督又は検査

一〇 違約金

一一 遅滞金

一二 契約の解除

一三 危険の負担

- 一四 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
- 一五 かし担保責任
- 一六 債権譲渡及び履行委任
- 一七 相殺
- 一八 紛争の解決方法
- 一九 その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第二十七条 規程第四十六条ただし書の規定により、契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が百五十万円（外国で契約する場合には、二百万円）を超えないものをするとき。
 - 二 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
 - 三 第一号に規定するもののほか契約担当役が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合には、落札者等から見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類（契約金額が六十万円を超える契約にあつては、請書）を提出させるものとする。

(売払代金等の完納時期)

第二十八条 財産の売払若しくは有償譲渡又は交換をするときは、その引渡しの時までにはその代金を完納させなければならない。ただし、相手方が国又は地方公共団体である場合は、この限りでない。

(代価支払前の監督・検査)

第二十九条 契約担当役は、契約に係る対価を支払う前に、担当職員をして当該物件を監督・検査させるものとする。

(保証金の受入手続等)

第三十条 規程第四十七条の規定により、保証金を相手方から納入させる場合は、保証金提出書（様式第一号）を添付して提出させるものとする。

- 2 保証金を受領したときは、保証金受領証書（様式第二号）を発行するものとする。

(保証金に代わる担保)

第三十一条 規程第四十七条第二項の規定により契約担当役が保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

- 一 政府の保証のある債権
- 二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- 三 銀行が振り出し又は支払保証した小切手
- 四 ネットオークションシステムにあつては、同システムを主催管理する事業者の保証

(保証金の返還手続)

第三十二条 入札保証金は、入札者が落札しなかったとき又は落札者が契約を締結したときは、遅滞なく相手方に保証金受領証書と引換えに返還するものとする。ただし、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充てる場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金は、契約に基づく給付が完了したときは、前項に準じて返還するものとする。

(保証金の免除をすることができる場合)

第三十三条 規程第四十七条ただし書の規定により、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 政府各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）を取得していること（現に全省庁統一資格の審査申請中であって、入札執行日までに当該資格の取得が見込まれるものを含む）。
- 二 全省庁統一資格の審査申請に必要な資料を審査し、当該資格を有する者と同様の信用性を有するものと判断されるとき。
- 三 前各号に規定するもののほか、財務諸表やこれまでの取引実績からみて、経営の健全性や取引の安全が認められるとき。

附 則

この細則は、平成二十五年四月一日から実施する。

附 則（平成二七年三月三十一日平成二六年度達第一七号）

この達は、平成二十七年四月一日から実施する。

附 則（平成二八年九月六日平成二八年度達第六号）

この達は、平成二十八年九月六日から実施する。

様式第1号 (A4判)

保証金提出書

¥ _____

ただし _____

上記の金額を入札・契約保証金として提出致します。

年 月 日

地方競馬全国協会
理事長 殿

住 所
氏 名 印

様式第2号 (A4判)

保証金受領証書

¥ _____

ただし _____

上記の金額を入札・契約保証金として受領いたしました。

年 月 日

殿

地方競馬全国協会
理事長 印